

教高第208号

教特第85号

教体第217号

教文第404号

令和3年（2021年）5月14日

各県立学校長様

教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）

本県においては、新型コロナウイルス感染症について、県独自の「熊本蔓延防止宣言」を発出され、更に、5月16日（日）からは熊本市に「まん延防止等重点措置」が適用される見込みとなりました。また、県内においても新規感染者が増加しており、県立学校においても、感染者が複数名発生している状況にあります。このような状況を踏まえ、各学校ではこれまで以上に、感染防止対策の再確認や児童生徒等一人一人への感染拡大防止に向けた意識付け等を徹底する必要があります。特に、高等学校では、学校内でも、教員の直接的な監督下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、感染対策について生徒自ら留意するよう、指導することが必要です。

つきましては、令和3年4月30日付け教体第166号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28 Ver.6）」（以下、衛生管理マニュアルという。）に基づき、感染症対策の一層の徹底をお願いします。すべての県立学校においては、原則として、衛生管理マニュアルのレベル3の対応を基に、特に、学校生活等における下記の点を踏まえ、再度指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。

併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

なお、本通知による対応については、5月16日（日）から6月13日（日）までの期間とし、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 県下一斉の臨時休業は実施しない。
- 2 学校の感染状況に応じて、臨時休業、時差登校、時間短縮等の感染防止対策について実施するなど適切な措置を講じること。実施の際は、校長は教育委員会（関係課）と事前に協議すること。
- 3 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により分散登校が必要となる場合を想定して、次の（1）、（2）について速やかに対応できるよう、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。

- (1) 児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいたシラバス（授業計画）を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すことや、ＩＣＴ機器等を活用した学習などの工夫を講じ、適切な学習支援、適度な状況把握、適正な学習評価を行うこと。その際、令和2年（2020年）9月16日付け教高第735号「新型コロナウイルス感染症対策における学習支援事例集」も参照すること。
- (2) 感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行い、地域の感染状況や児童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間が長期化する場合、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討すること。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年・高等学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討すること。
- 4 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 県リスクレベルがレベル4以上の際には、県基準により同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 6 人ととの距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。
- 7 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。
- また、朝のＳＨＲ、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。
- 8 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人ととの距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 9 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は14日間の自宅待機になることを再確認すること。
- 10 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP54参照）は行わないこと（感染状況が収束する状況になった際は、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること）。
- 11 職業に関する教科の実習等については、令和2年（2020年）9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に

関するQ&Aについて（通知）」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたつての参考とすること。

1 2 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。（令和3年5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト（レベル3対応）」を参照のこと。）

1 3 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2m以上）の確保を徹底すること。

1 4 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。

1 5 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。

1 6 寄宿（寄宿舎）についても、引き続き、（1）～（3）の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。

（1）寮生・舎生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生・舎生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮・寄宿舎再開時に体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、寮・寄宿舎内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP76～P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。

（2）寮生の1日2回以上の検温（朝夕）と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。

（3）食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。

1 7 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童生徒の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、延期を視野に、実施の有無を再度慎重に検討すること。なお、県外、県内を問わず宿泊研修や修学旅行等の実施については、校長は教育委員会（高校教育課及び特別支援教育課）と事前に協議すること。

18 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。

19 部活動は、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。

なお、下記（1）～（3）の感染リスクの高い活動については、一時的に活動を制限することを含め、感染症への警戒を強化すること。

（1）生徒同士が組み合うことが主体となる活動

（2）身体接触を伴う活動

（3）大きな発声や激しい呼気を伴う活動

また、部活動開始前は検温等の健康観察を行い、活動後は、生徒同士で食事をすることを控えるよう指導を徹底すること。

20 部活動における県内での練習試合等の禁止については、令和3年（2021年）5月10日付け教体第193号 教文第340号で5月31日（月）まで再延長するとしていたが、6月13日（日）まで再々延長する。

また、部活動における県外遠征及び大会参加等については、令和3年（2021年）4月20日付け教高第112号 教特第35号 教文第132号 教体第117号に基づいて対応すること。

【問合せ先】

○県立中学校・県立高校に関すること

　　高校教育課 石村、米村、大塚、新生
　　096-333-2685

○特別支援学校に関すること

　　特別支援教育課 前川、竹永
　　096-333-2683

○保健、衛生面の対応に関すること

　　体育保健課 濱本、杉原
　　096-333-2712

○部活動に関すること

　　体育保健課 濱本、鳴瀬
　　096-333-2712

　　文化課 後藤、村上

　　096-333-2704